

会 長 談 話

本日、当会の会員が、業務上横領罪の疑いで大阪府警に逮捕されたとの情報に接しました。

被疑事実の真偽については、今後の捜査・裁判の進捗を待つこととなりますが、業務上の預り金を横領したという疑いが真実であるとすれば、そのような行為は到底許されるものではありません。当会は、弁護士及び弁護士会が市民に信頼される存在であることを目指して活動しており、所属する弁護士に対しても自覚ある行動を求めています。一部会員の行為によって弁護士あるいは弁護士会の信頼が損なわれることは、まことに残念といわざるを得ません。

当会は、これまで以上に、会員の弁護士としての責任感と倫理意識を一層高めるための更なる努力を重ねるとともに、原因の究明に努め、綱紀を保持し、再発の防止に努めてまいります。

2021年(令和3年)11月10日

大阪弁護士会

会 長 田 中 宏